

平成21年4月24日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡 村 勲

公訴時効見直しに関する供述要旨

第1 始めに

平成21年3月31日、法務省は、「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ～」(以下取りまとめと略称)を発表した。その冒頭には、「公訴時効については、近時、被害者の遺族を中心として、殺人等の凶悪・重大な犯罪に付き見直しを求める声が高まっている」との記載がなされているが、事実認識に誤りがある。

あすの会は、設立以来、平成16年の公訴時効の改正前も、また改正後も時効廃止を主張し続けてきた。たとえば、平成20年5月22日、自由民主党司法制度調査会・犯罪被害者保護救済特別委員会に、「公訴時効（殺人事件）廃止のお願い」と題する意見書を提出して意見を述べ、その席で笹川政調会長を始め多くの議員より賛同を得た。さらに、同年11月30日の第9回あすの会大会のシンポジウムでは、殺人事件などの重大事件について、時効の廃止を求める大会決議をし、同年12月4日には法務大臣に同決議書を提出して、時効の廃止について要望している。

あすの会は、生命身体の被害者によって構成されており、遺族だけが会員ではない。すべての会員が凶悪犯罪の公訴時効制度に大きな不満をもっているだけでなく、あす

の会を支援する多くの国民からも、会設立当初から、公訴時効制度は正義に反し、廃止すべきものとの意見が数多く寄せられている。

決して、近時、遺族を中心として、時効見直し論議が出てきたものでないことを、最初に申し上げておきたい。

第2 取りまとめの構成

取りまとめは、検討すべき論点として、

- (1) 公訴時効制度の改正の必要性
- (2) 証拠の散逸、被告人の防御との関係
- (3) 被告人の事実状態の尊重との関係
- (4) 処罰感情等の希薄化との関係
- (5) 公訴時効制度を見直す場合の方法、対象範囲
- (6) 現に時効が進行中の事件の取扱い
- (7) 刑の時効との関係

を挙げ、考えられる方策として、

- 1 公訴時効の廃止
- 2 公訴時効期間の延長
- 3 DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度
- 4 検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止（延長）する制度

を呈示している。

そこで、上記の4つの考えられる方策ごとに、検討すべき論点も踏まえながら、以下、あすの会としての意見を述べる。

第3 公訴時効の廃止について

(1) 何故廃止を求めるのか

そもそも、犯罪を犯しながら、逃げ回れば訴追されないとするのは、法律家の作り出した理屈であって、一般国民の正義感、倫理観が許容することではない。重罪を犯した者の逃げ得を許すと、国民の規範意識を著しく低下させ、道義は地に落ちることとなるだろう。

特に、凶悪事件の被害者は、当然のことながら絶体犯人を捕まえて貰いたいとの思いが強い。犯罪被害者等基本法第3条は、「すべて犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と明記している。加害者に対して適正な刑罰が下されてこそ、被害者等の尊厳は守られるのである。国家が凶悪犯人を無罪放免にすることは、被害者の尊厳を最も傷つけるとともに、被害者だけに限らず一般国民の国家に対する信頼を失わせることになることを銘記しなければならない。

ところで、公訴時効の存在理由として、時の経過により、処罰感情が薄れていくという指摘がある。

しかし、大切な人の命を奪われた遺族やかろうじて命が助かった被害者やその家族は、犯人が捕まらないで時間が経てば経つほど、悔しさ無念さが募っていく。犯人がのうのうと生活を送っていることを想像するだけで、遺族は胸が張り裂ける思いがし、「今日の捜査はどうだったんだろう」と祈るような想いで、毎日を過ごしている。時の経過と共に処罰感情が薄れるとは、凶悪犯罪に遭ったことのない、幸せな人の言うことである。

国民一般の応報感情にしても、時間が経つと、人を殺した犯人になにも処罰を与えなくても良いというような社会的なコンセンサスはなく、殺人事件など重大事件について、社会の応報感情が少なくなるということはない。

さらに、「犯人の事実状態を尊重すべきである」との指摘があって、犯人が長い間に築いてきた新たな生活を崩すのは忍びないという意見もある。しかし、逃げ得で作られた犯人の社会生活と、事件のあった時から時計の針が止まり、新たな生活も築けないでいる遺族などと、どちらの保護が大切か言うまでもないことであろう。

さらに、歪められた「利益」を守るだけでは、加害者の更生にもつながらない。時間の経過によって許されるのではなく、いくら時間が経過しても犯した罪と向き合い、裁きを受けてこそ、人は二度と罪を犯さないという気持ちになって、立ち直っていくのではないか。

一方、「証拠が散逸し、訴追や正しい裁判を行うことが困難になる」ことも、公訴時効の存在理由として、言われる。

確かに、時間が長く経つと証拠が薄れ、立証が困難になることもあるだろう。しかし、他面、科学技術の進歩により立証手段が現れることもある。たとえば、DNAが犯罪捜査に取り入れられたが、最初の頃は数百人に1人しか特定できないといわれた。しかし、現在では、4兆7000億人に1人とも言われている（世界の人口は66億1590万人/2007年）。証拠がきちんと残っている事案もあるし、また、時間の経過によって、かえって新たな事実関係が明らかになったり、証拠が見つかったりすることもある。

他方、証拠の散逸に関連して、長期間が経過すると「被告人側の防御が困難になる」ことも指摘されている。例えば、被告人に有利なアリバイ証人が死亡している場合などが想定できる。しかし、これは一面的な見方にすぎない。

そもそも、犯罪の成立には、検察官が全て立証責任を負い、被疑者が不存在を主張したときは、検察官は存在を証明しなければならない。時の経過と共に、存在の証明も困難になるであろうから、時の経過は、捜査側に厳しく働くことになる。

さらに、こういう問題は、現在の時効期間25年の下でも起こり得ることであって、廃止に特有の問題ではない。

更に、取りまとめは指摘していないが、経済的な補償や心理的ケアを充実させて被害者の救済を図れば、被害者も公訴時効を廃止しなくても納得するであろうという勝手な想像から、公訴時効の廃止に反対する論者もいる。これは、あめ玉をしゃぶらせて誤魔化そうとするもので、被害者の尊厳、自尊心を著しく傷つけるものである。経済的な救

済や精神的なケアが必要なことは言うまでもないが、これによって犯罪を被った被害者の怒りがなくなると考えるのは、これまた幸せな人たちであるといわねばならない。

以上のとり、公訴時効は、廃止すべきものであるが、ただ、取りまとめも指摘するように、公訴時効を廃止するとしても、「捜査機関の捜査資源の適正な配分の要請を考慮する必要がある、捜査に従事する人員を維持し続け、事件記録や証拠物を保管する期限に関して、何らかの限度を設けられないか」など、捜査機関の負担にも配慮する必要がある。

そこで、時効を廃止するとしても、犯人がおよそ生存していないだろうと考えられる期間が経過したときは、人員の配置及び記録の保管等において、捜査機関に対し、義務を免除することを制度として組み込むことを提案したい。

（２）遡及効

遡及効を認めるかどうかは、被害者の観点から見れば、将来の被害者だけでなく、現在公訴時効が進行中の事件の被害者も救済するかどうかの問題である。確かにこれからの被害者を救済することは重要であるが、時効完成を目前に控え、切実な問題に直面している現在の被害者を救わないのも、正義に反する。従って、遡及効を認めるべきである。

公訴時効が廃止させたとき、取りまとめも言うように、すでに公訴時効が完成した犯罪の被害者にまで遡及させることは無理だが、時効が間近にせまって焦燥している被害者を救済するためには、遡及効を認める意外に方法はなく、これを認めてこそ刑事司法における正義が実現することになる。

そもそも、実体法は、行為時法説が一般原則（遡及効否定）で、手続法は、裁判時法説（遡及効肯定）が一般原則であるから、手続法の問題である公訴時効については、裁判時法説（遡及効肯定）に従うことが理論的にも本来あるべき姿である。

もっとも、遡及効を認めると、遡及処罰の禁止の原則に反するという学説もあり、昭和42年5月19日の最高裁決定も行為時法説をとった。

しかし、公訴時効について遡及適用を認めたとしても、犯行時に犯罪でなかったものを、後から犯罪を構成するとして裁くわけではないし、また、既に時効が完成した者を遡及的に処罰するところまで認める訳ではないのだから、同原則に反するものではないと言うべきである。時効は本来、犯人に与えられた権利ではなく、政策的に定められた恩恵に過ぎない。現に、昭和42年ころまでの裁判例、つまり大審院判例やその後の下級審では裁判時法説をとって、遡及効を認めることが多かった。

一方、昭和42年最高裁決定は、実体法が定める刑罰法規の刑の軽重が変更されたことに伴って、手続法が定める時効期間が必然的に長くなった事案で、こういった事案では、手続法といえども実体法を離れて判断することはできないとしたに過ぎない。従って、今回問題とされているように、単に手続法のみの問題として公訴時効期間を廃止する場合には、同判例の射程範囲外とすることができる。

刑訴法改正時に、附則で、遡及効を認めることを明記すれば、問題は解消されると考える。

なお、従来、2度の刑訴法改正時（昭和26年と平成16年）には、附則で、遡及効を認めてこなかった。しかし、いずれも犯罪被害者等基本法の施行前のことである。その後、基本法が制定され、被害者には、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が確認されるに至ったこと、刑訴法やその他の関連法令が被害者の視点にたって大きく改正されたこと、これらの改正は、被害者の権利を確立すべきであるという世論の高まりが背景にあったことなどを考えると、上記2度の附則の制定時と、今とでは、法制度全体の整備状況、社会の状況の変化が大きく異なるというべきである。

従って、附則で、遡及効を認めるだけの立法事実は、既に揃っていると考える。

（3）廃止の対象

取りまとめは、

- A 殺意について故意がある犯罪
- B 死刑に当たる罪
- C 故意の犯罪により人を死亡させた罪

D 人を死亡させた罪

を検討対象として挙げている。あすの会としては、これらすべての犯罪の公訴時効を廃止すべきだと考えるが、それだけにとどまらず、重篤な後遺障害が残るような被害者やその家族も、悔しさ、無念さは日増しにましていくのだから、こうした障害の残る傷害事案でも、公訴時効は廃止されるべきものとする。

(4) 刑の時効とのバランスについて

取りまとめは、「ある事件について、特定の者に対する起訴ができなくなる期限よりも、起訴・裁判を経て刑が確定した者に対する刑の執行ができなくなる期限の方が短いのはバランスを欠くのではないかとの観点から、刑の時効との関係をどう考えるかについて検討する必要がある」と指摘する。

しかしながら、起訴されず、国家が刑罰権を課する前の問題と、裁判が確定し、刑罰権を課すると宣言した後の問題では、被害者から見ると、時効の存在意義が異なる。前者の場合は、そもそも、まだ捜査の入口にすら到達していない問題であり、国家に逃げ得を許さないで欲しいという思いがある。これに対し、後者については、国家が刑罰権を宣言した以上、きちんとそれを実効すべきであるという願いがある。刑の宣告後に実行しないのは、明らかに国家の怠慢に基づくものであるから、刑の時効も廃止すべきものとする。

なお、今まで、殺人などの重大事件について、脱走するなどして刑の時効期間が経過した事案は、幸いなことに聞いたことがない。

(5) 民法の時効期間ないし除斥期間とのバランスについて

取りまとめは指摘していないが、一部の論者より、民法の時効期間・除斥期間とのバランスを考えるべきであるとの指摘も出されており、平成16年の改正時の法制審でも、論議されていた。

しかし、民法の世界では、一定の事実状態が長期間経過すると、その事実状態を基礎に、さらに新たな法律関係が形成されるので、できるだけ早期に権利関係を確定しない

と、取引関係が複雑になったり、取引の安全を害したりする恐れがあることから、その事実状態を法的にも保護するため、時効が認められている。また、権利の上に眠る者は保護されないという趣旨もある。

これに対し刑事事件においては、犯人の事実状態の継続という点はあるが、犯人をめぐり事実状態の継続を被害者の悲惨な状況を犠牲にしつつ保護すべき理由がないことは前述のとおりである。また、被害者が権利の上に眠るということが想定できないことは明らかである。

このように、民法と刑法の世界では、事情を異にするのであるから、重大事件について公訴時効を廃止したとしても、バランスを失するものではないと考える。

第4 公訴時効期間の延長について

取りまとめは、廃止でなく、時効期間の延長に限れば、「時効制度の趣旨との関係でも、現在の制度との齟齬は比較的少ないと思われる」と述べ、その利点を強調している。

しかし、被害者の立場からすれば、逃げ得を許すという制度自体が問題であり、それとの連続性を維持する理由はない。いつかは犯人を捕まえてくれると思えるからこそ、被害者は、捜査にも協力するのであるし、司法を信頼するのであるから、これに応えるためには廃止しかない。

現に諸外国を見ても、イギリスでは公訴時効制度がなく、米国ではA級重罪などに時効を適用しない州が多い。ドイツでは謀殺罪に、フランスでは集団殺害などに時効がなく、それ以外の国々でも時効を認めていないケースが多い。

第5 DNA情報を基に氏名不詳でも起訴することによって時効を停止する制度について

取りまとめは、DNA情報を頼りに氏名が分からなくても起訴し、時効を停止することも一案として提示する。しかし、これは、DNAに人格を認めることに等しく、そこに人格を認めること自体が適切かどうか、我が国では十分に議論されてきていない。また、この場合、公判手続きの開始という起訴制度の重要な意味を著しく変容させるものである。従って、取りまとめも言うように、さらなる検討が必要であると考える。

第6 確実な証拠により、検察官が請求することによって時効を停止する制度の可否について

取りまとめは、「確実な証拠」がある場合、検察官の請求で、裁判所が時効の停止（延長）を決定することができる案も掲げている。

前述したように、公訴時効は廃止すべきであり、本来、遡及効を認めるべきと考えるが、ただ、仮に遡及効まで認めないのであれば、当該停止制度は、現在の遺族などの要望に最大限配慮するもっとも効果的な方法であるから、ぜひとも採用していただきたい。

もっとも、ここで 「証拠が乏しい事件」との間で均衡を失するという問題が指摘されている。

ただ、このような不均衡は停止制度だけに起こり得ることではない。例えば、証拠が乏しければ、そもそも人物を特定することができても、起訴すらできない場合もある。証拠が確実な事件であれば、それだけ罪を犯した疑いが強まるのだから、時効期間の進行が停止したり（起訴されたりする）などの点で、証拠が確実でない事件との間に取り扱いに差が生じることはむしろ当然のことではあるまいか。

第7 結論

以上のとおりであるから、時効制度の廃止を求めるものである。